

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第165号

(目的)

第1条 この要綱は、コンビナートを中心とした企業間連携による事業化可能性調査に対し、予算の範囲内でその経費の一部を支援することにより、コンビナートのカーボンニュートラル化を促進するとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて想定される様々な投資を呼び込み、市内における新たな産業の芽吹きを生み出すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 臨海部コンビナート地区 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令により四日市臨海地区として指定されている区域内の工業専用地域及び工業地域をいう。

(2) 事業化可能性調査 事業計画の実現可能性や採算性などを多角的に調査するものをいう。

(3) 社会実証 新たな技術や手法などの実装に向け、場所と期間を限定して試行することで、有効性などを実証するための事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 臨海部コンビナート地区に立地する企業であること

(2) 本市に納税義務のある市税に滞納がないこと

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、臨海部コンビナート地区に立地する企業による事業化可能性調査又は社会実証のうち、次の各号の要件を全て満たす事業とする。

(1) 市内において設備投資がなされる前提で行われること

(2) 温室効果ガス排出削減に資する事業に関するものであること

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の事業に必要な経費で次の各号に掲げるものとする。ただし、他の公的機関から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金額を

補助対象経費から減じるものとする。

- (1) 委託費用
- (2) 専門家依頼経費
- (3) その他市長が必要と認めた費用
(補助率等)

第6条 事業の区分、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付し、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 企業の概要書（会社パンフレット等）
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 定款
- (5) 市税完納証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画変更)

第9条 申請者は、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする

する場合は、あらかじめ四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

（変更決定）

第10条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の変更を承認したときは、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業報告書（第8号様式）

(2) 支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。）、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し。）

(3) 調査報告書等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 申請者は、前条の規定により通知を受けたときは、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）により速やかに市長に補助金の交付の請求をしなければ

ばならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金を他の用途へ使用した場合

(3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合

(書類の整備)

第15条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(調査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の評価)

第17条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第14条から16条の規定を除き、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月29日告示第227号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第203号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第192号）

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

（商工農水部工業振興課）

別表（第6条関係）

事業の区分	補助率	補助限度額
1 臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施する2者以上の企業間連携による事業化可能性調査又は社会実証のうち、国又は国の補助事業実施委託先からの補助金の交付決定を受けたもの	1/2 以内	30,000 千円
2 臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施する事業化可能性調査又は社会実証のうち、2者以上の企業間連携によるもの	1/3 以内	15,000 千円
3 臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施するその他の事業化可能性調査又は社会実証	1/3 以内	7,500 千円

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付申請書

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- ・ 事業計画書（第2号様式）
- ・ 企業の概要書（会社パンフレット等）
- ・ 法人登記事項証明書
- ・ 定款
- ・ 市税完納証明書

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

申請者	氏名又は名称				
	代表者名				
	所在地				
	資本金	円			
	従業員数	人			
	主たる事業内容				
連絡先	窓口担当者	所属		氏名	
		電話		FAX	
		E-mail			

2 連携先企業等の概要（複数ある場合は表を追加すること）

連携先	氏名又は名称				
	代表者名				
	所在地				
	資本金	円			
	従業員数	人			
	主たる事業内容				
連絡先	窓口担当者	所属		氏名	
		電話		FAX	
		E-mail			

3 事業化可能性調査又は社会実証の概要

調査又は実証実施の背景・目的	
調査又は実証項目	
調査又は実証の具体的な内容	
期待される成果とその活用方針（調査又は実証後に、どのような成果を得て、どのように連携事業計画に活用していくか）	
調査の実施期間	開始予定日： 年 月 日 完了予定日： 年 月 日

他の補助金の受入・申請状況	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合は詳細を下記に記載
他の補助金の詳細（補助金名称、交付元、対象経費など）	

4 事業工程表

実施項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

※ 実施項目ごとの予定を  で示してください。

5 収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

項目	金額	摘要
市補助金		
自己資金		
その他		
合計		

(注1) 「市補助金」については、千円未満の端数を切り捨てた額とすること。

(注2) 「その他」については、他団体からの助成金等の交付を受ける予定がある場合にその金額を記入し、摘要欄にその補助金名称及び交付元を記載すること。

【支出の部】

(単位：円)

項目	事業費	左のうち 補助対象経費	積算根拠
合計			

(注3) 他団体からの助成金等の交付を受ける場合、当該助成金等を充当する経費については、補助対象経費から控除すること。

(注4) 「収入の部」の金額の合計と「支出の部」の事業費の合計は一致すること。

(注5) 事業費の積算金額の根拠（見積書等）を添付すること。

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金については、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 補助金交付金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金については、下記のとおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 不交付の理由

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業について下記のとおり計画を変更したので、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日付け
で計画変更承認申請のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進
事業の計画変更を承認したので、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化
促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 補助金変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

4 条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。

(3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業を完了したので、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 事業内容

別紙 事業報告書（第8号様式）のとおり

3 添付書類

- ・ 事業報告書（第8号様式）
- ・ 支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。）、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し。）
- ・ 調査委託を実施した場合の報告書等の写し

第8号様式（第11条関係）

事業報告書

1 事業化可能性調査又は実証の実績

調査又は実証の 実施期間	開始日： 年 月 日 完了日： 年 月 日
調査又は実証内 容	

2 成果

調査又は実証の 成果 （数字等を用い て具体的な内容 を記載してくだ さい。）	
事業化の見通し	

今後の課題	
-------	--

3 収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

項目	金額	摘要
市補助金		
自己資金		
その他		
合計		

(注1)「市補助金」については、千円未満の端数を切り捨てた額とすること。

(注2)「その他」については、他団体からの助成金等の交付を受けた場合にその金額を記入し、摘要欄にその補助金名称及び交付元を記載すること。

【支出の部】

(単位：円)

項目	事業費	左のうち 補助対象経費	積算根拠
合計			

(注3) 他団体からの助成金等の交付を受けた場合、当該助成金等を充当する経費については、補助対象経費から控除すること。

(注4)「収入の部」の金額の合計と「支出の部」の事業費の合計は一致すること。

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業については、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 確定補助金額 金 円

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金請求書

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

（事業の種別：事業化可能性調査 社会実証）

2 補助金額 金 円

<振込先>

金融機関名	銀行 (金庫)	支店 (支所)
	1 普通・総合	2 当座 9 その他 ()
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		